

川崎市老人福祉法施行事務指導実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、福祉事務所における老人福祉法（昭和38年7月1日法律第133号）施行事務指導（以下「指導」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(指導の目的)

第2条 指導は、福祉事務所における老人福祉法施行事務について、関係法令、通知等に基づき適正に実施されているかを審査し、必要な是正改善、指導等の措置を講ずることにより、老人福祉法施行事務の適正実施を図ることを目的とする。

(指導の法令根拠)

第3条 この要綱による指導は、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第20条、関係法令、関係通知等に基づき実施する。

(指導の対象)

第4条 指導の対象は、前条に基づき、市長が所管する福祉事務所における老人福祉法施行事務とする。

(指導の方針)

第5条 指導職員は、指導の意義及び目的を十分理解し、画一的、形式的な指導に陥ることのないように配慮し、単に問題点の指摘にとどまることなく、その原因と是正策を明らかにし、問題解決と措置決定事務等の実施水準の向上のため、具体的な助言・指導を行うものとする。

(指導の実施方法)

第6条 指導は、指導実施計画に基づき実施する。なお、指導実施計画は、各年度の初めに策定する。

(指導の結果)

第7条 指導担当職員は指導終了後、速やかにその結果を検討し、報告書を作成して健康福祉局長に復命する。

2 指導結果については、局長決裁を経て指導対象の福祉事務所を所管する区長に文書で通知する。なお、是正改善が必要な事項については、期限を付して文書による報告を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(要綱の廃止)
- 2 この要綱の施行に伴い、川崎市福祉事務所老人福祉法施行事務指導実施要綱は、廃止する。